

<耐震診断・耐震改修に関する相談窓口開設>のお知らせ

1月6日より当協会本部事務局に相談窓口を開設しました。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(略称：耐震改修促進法)が改正され、平成25年11月25日に施行されたことに伴い、建物所有者等の皆様の耐震診断・耐震改修の実施に関する相談に対応させていただくものです。

まずは電話にてご相談ください。(土曜日、日曜日、祝日を除きます。)

一般社団法人 北海道建築士事務所協会 (TEL:011-231-3165)

1. 相談対象建築物

- ・北海道内にある建築物
- ・昭和56年(1981年)5月31日以前に着工したもの。(旧耐震基準で建築されたもの)
- ・改正された耐震改修促進法で定められた「要緊急安全確認大規模建築物(※1)」及び「要安全確認計画記載建築物(※2)」とし、いずれも木造以外の建築物とします。

(※1)病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの

(※2)都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物及び都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物

2. 相談者

- ・建築物の所有者
- ・耐震診断・耐震改修に係わる建築士等

3. その他

◎法律の解釈や運用などについては、所管する行政部局に委ねなければならないこともありますので予めご了承ください。

◎相談窓口設置の趣旨から、訴訟等の法的手続きがすでに開始されている建築物や、今後法的手続きを進める見込みの建築物、その他紛争中の建築物に係る相談は、お受けできません。

◎相談時に恫喝的、侮辱的な言動その他信頼関係を損なうような言動があった場合は、相談をお断りすることがあります。